

障害者差別解消法及び県障害者条例に基づく令和6年度の相談件数等について

● 県内における差別に関する相談の受付状況

1 県対応事案と市町村対応事案

県対応事案	市町村対応事案	合同対応事案	合計（県全体）
6 3	4 4	6	1 1 3

（注）どちらの自治体が主に対応したかで計上した。

※合同事案とは、県と市町村障害福祉担当課で共同して相談者に対応した事案。

2 相談分野別件数

福祉サービス	1 2	不動産の取引	5
医 療	8	情報の提供等	6
商品・サービス	2 3	その他	2 0
労働者の雇用	1 8	不明	0
教 育	1 2	総合計	1 1 3
建物・交通機関	9		

（注）複数の分野にまたがる相談については、主訴となる相談分野で計上した。

3 障害種別ごとの取扱件数

視覚障害	1 4	精神障害	3 6
聴覚障害	1 0	発達障害	4
言語等障害	0	高次脳機能障害	2
肢体不自由	2 3	その他	3
内部障害	4	複数	4
（身体障害合計）	（5 1）	不明	5
知的障害	8	総合計	1 1 3

（注1）重複障害のある方については、主な障害種別で計上した。

（注2）複数には、重複障害があり主な障害で分けられない場合と対象者が複数人いる場合、計上した。

4 障害保健福祉圏域別取扱件数

千 葉	1 5	松 戸	1 5	香 取	2	夷 隅	0
船 橋	7	柏	6	海 匝	3	安 房	2
習志野	8	野 田	3	山 武	9	君 津	7
市 川	1 2	印 旛	1 2	長 生	4	市 原	8
						総合計	1 1 3

5 差別をしたとされる相手側の詳細

行政機関			事業者	その他	不明	総合計
国	市町村	都道府県				
0	1 5	1 1	6 9	1 8	0	1 1 3

6 相談態様別活動状況（令和7年3月末現在）

地域活動中		7（6.2%）
終 結	（1）相手方への調整 双方の事情を確認し、対応方針を検討しながら、相手方に対して何らかの助言や調整を行ったもの（周知・啓発を含む）	6 8（60.2%）
	（2）関係機関へ引継 相談者からの事情を聴取した上で、関係機関に以後の相談活動を引き継いだものや、相談者に適切な関係機関を紹介したもの（虐待疑いにより、県権利擁護センター又は市町村虐待防止センターへ引き継いだもの含む）	1 1（9.7%）
	（3）情報提供・助言 相談者に対して、情報提供や助言を行ったもの	1 7（15.0%）
	（4）状況聴取 相談者や関係機関等から状況の聴取を行ったが、相談者の意向やケースの性格上、状況聴取にとどめたもの	9（8.0%）
	（5）その他 相談対応としては終結したものの、差別をした側において今後、研修を予定している場合	1（0.9%）
総 合 計		1 1 3（100%）

7 県障害者条例による周知活動状況

(1) 障害保健福祉圏域別

千 葉	1 3 8	松 戸	1, 0 5 8	香 取	1 2 4	夷 隅	6 1
船 橋	1 2 3	柏	2 0 2	海 匝	9 0	安 房	1 5 5
習志野	1 4 5	野 田	6 5	山 武	8 8 5	君 津	5 7
市 川	7 4	印 旛	1 1 9	長 生	6 9	市 原	2 4 5
						総合計	3, 6 1 0

(2) 周知先分野別

当事者・家族	1 2 4	交通機関	4 3	医 療	3 3 1
県・市町村民	9 5	教 育	4 9 5	福祉サービス	4 5 7
行 政	2 0 0	労働相談・支援	2 1	その他	1 1 0
司 法	1 6	商品・サービス	1, 7 1 8	総合計	3, 6 1 0